

事務連絡  
令和6年3月29日

企業年金連合会理事長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた  
往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）

令和4年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定され、デジタル社会の実現を目指す観点から、「往訪閲覧縦覧規制」を定める法令等の規定について、規制の点検・見直しを行うこととされた。

これを踏まえ、貴連合会における手続について、下記のとおり整理したので、御了知いただきたい。

#### 記

以下の規定に係る手続については、ウェブサイト、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧の申請又は照会及び当該申請又は照会に対する回答（以下「閲覧等」という。）が可能であること。

- ・ 評議員会の会議録の閲覧等（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「経過措置政令」という。）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同項の規定により読み替えられた、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「廃止前基金令」という。）第54条第1項において準用する同令第13条第4項）
- ・ 連合会が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿の閲覧等（経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する同令第14条第2項）

(※) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

以上